

「令和 7 年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等業務」に係る調達について、下記のとおり告示する。

令和 7 年（2025 年）5 月 8 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局 経済戦略推進部 企業立地課

電話：011-211-2362 E メール global@city.sapporo.jp

2 契約に関する事項

(1) 調達する役務名

令和 7 年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等業務

(2) 調達案件の仕様等

令和 7 年度 対日投資誘致に係る海外現地での専門家を活用したプロモーション等業務公募型企画競争提案説明書（以下「提案説明書」という。）による

(3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 契約に至るまでの方法 公募型企画競争にて行う

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ 審査において、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

(5) 企画提案書等提出期限

令和 7 年 5 月 30 日まで

※なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第 9 条 1 項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 日本国内に事業所を有する法人であること。

(2) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

4 提案説明書の交付方法

令和 7 年 5 月 8 日から札幌市公式ホームページにて公開する。

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/global\\_invest\\_2025.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/global_invest_2025.html)